

## 令和5年度 市役所通り周辺商店街等活用業務委託仕様書

### (適用範囲)

本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和5年度 市役所通り周辺商店街等活用業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

### (業務目的)

川崎駅周辺は、立地特性を活かし、駅を中心に都市機能集積を進めており、その効果を東口全体に波及させるため、都市の骨格を形成する市役所通りを中心に回遊性向上や空間利用を図る必要がある。

また、市役所通り周辺は、今年度新市庁舎が運用を開始することから、これを契機に周辺施設と連携した公共空間活用を発信する絶好の機会となっている。

本業務では、市民や事業者等と連携しながら、屋外公共空間等を活用した滞留空間づくりを行うことで、地域経済活動の一層の活性化を目的とする。

### (業務内容)

本業務の内容は、次の（１）～（３）のとおりとする。詳細については、甲乙打ち合わせによるものとする。

#### （１）屋外公共空間等の活用の検討

東田商店街等を対象に、商店街等の特性を活かした滞留空間づくりの検討を行う。

- ① 商店街等の意向を踏まえた今後の継続した取組みに向けた課題等の整理
- ② アートやリノベーションの手法を活用した滞留空間づくりの検討

#### （２）屋外公共空間等の活用の実証実験

上記（１）を踏まえ、東田商店街等を対象に、周辺施設と連携し、滞留空間活用の実証実験を行う。

- ① 意見抽出のためのワークショップの実施
- ② 実証実験の実施
- ③ 実証実験の結果を踏まえた課題と今後の方向性の整理

#### （３）報告書作成

本業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

### (実施計画書)

乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施

計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

#### **(契約期間)**

契約締結日から令和6年3月29日までとする。

#### **(各種法令等に関する手続き)**

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

#### **(貸与資料)**

甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

#### **(報告の義務)**

本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

#### **(損害及び危害)**

乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

#### **(疑義)**

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

#### **(秘密の保持)**

乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

#### **(成果品の帰属)**

本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

#### **(成果品)**

成果品は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

- (1) 報告書 1部
- (2) 電子データ 1式

**(その他)**

やむを得ない理由により、業務の内容等に変更が生じる場合には、本業務の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

令和5年度 市役所通り周辺商店街等活用業務委託 履行場所

